

議案第16号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

佐倉市立第二青菅学童保育所	佐倉市宮ノ台一丁目17番1号	50人
佐倉市立第三青菅学童保育所	佐倉市宮ノ台一丁目17番1号	50人

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 小学校に就学中の児童

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。